

横浜市行政不服審査会答申  
(第17号)

平成29年10月18日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「生活保護費用徴収金決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事案の概要

審査請求人は、平成 28 年 4 月から同年 9 月までの間、港北福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）から 880,220 円の保護費が支弁されていたにもかかわらず、同期間中に受給した 746,103 円の年金を収入として申告しなかった。

そのため、処分庁は、当該年金を未認定の収入充当額として決定し、平成 29 年 3 月 15 日、支弁した保護費（880,220 円）のうち、当該未認定の収入充当額と同額の保護費（746,103 円）について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 78 条第 1 項の規定に基づき、生活保護費用徴収金決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

本件は、同年 4 月 26 日、審査請求人が、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った事案である。

## 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 2 月分及び 3 月分の年金が、4 月にまとめて支払われることからすれば、4 月受給額は、2 月分及び 3 月分の収入として認定すべきである。
- (2) 受給する年金のみでは生活を成り立たせることができず、最低限度の生活の維持に不足する部分は保護によって賄われなければならないから、本件処分による徴収金額の 2 分の 1 を超える部分は不相当であって、取り消されるべきである。

## 4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人が処分庁に対して申告しなかった年金は、A 年金基金 427,593

円（平成 28 年 4 月、6 月及び 8 月受給分）及び B 年金 318,510 円（平成 28 年 6 月及び 8 月受給分）の合計 746,103 円である。

- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「局長通知」という。）第 8-1 (4) アにおいて、「6 か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること」とされているので、平成 28 年 4 月、6 月及び 8 月に受給した年金は、同年 4 月が収入認定の始期となる。そして、同年 10 月以後に受給した年金については、審査請求人の申告により収入認定をしているので、同年 4 月、6 月及び 8 月に受給した年金に係る収入認定の終期は 9 月となる。
- (3) 審査請求人は、平成 28 年 4 月から 9 月までの間、年金を受給していたにもかかわらず、これを申告しないまま保護を受けていたのであるから、同期間に受給した年金は、同期間における未認定の収入充当額として決定することとなる。
- (4) 平成 28 年 4 月から 9 月までの間の保護費支弁額は、880,220 円であるから、未認定の収入充当額の全額に相当する保護費が徴収額となる。
- (5) 本件処分は、法等に基づくものであって、違法又は不当な点はない。

## 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」の記載のとおりとしている。

## 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

### (1) 保護を受けている間に受給した年金の収入認定について

保護を受けている間に受給した年金の収入認定について、審査請求人は、2 月分及び 3 月分の年金が、4 月にまとめて支払われることからすれば、4 月受給分は、2 月分及び 3 月分の収入として収入認定すべきと主張し、処分庁は、局長通知を根拠として、4 月受給分は、4 月分及び 5 月分の収入とし

て収入認定するものである旨主張する。

この点、法による保護の趣旨を踏まえ検討してみるに、法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり、最低限度の生活需要を満たすのに十分であって、かつ、これを超えないものでなければならないと解されるから、保護は、要保護者の収入が最低生活費に満たないときに適用され、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支弁されるものと解するのが相当である。

したがって、保護実施機関による保護は、要保護者の現在の生計状況を踏まえ、要保護者が将来に向かって最低生活費を賄うに足る収入を有しているか否かを判断した上で、保護の実施を決定するものであるといえる。

その上で、本件で問題となっている年金の収入認定についてみると、確かに本件における年金は、当該月の前2月分が当該月に支給されているものであるが、現に審査請求人において活用可能な資産として増加したのは当該月の前2月ではなく、当該月以降であるから、上記の考え方に照らせば、当該年金は、当該月以降の収入として収入認定すべきこととなる。

したがって、当該月に受給した年金は、当該月の前2月の収入として収入認定すべきとの審査請求人の主張には理由がなく、平成28年4月に受給した年金は同年4月分及び5月分の収入として、同年6月に受給した年金は同年6月分及び7月分の収入として、同年8月に受給した年金は同年8月分及び9月分の収入として、収入認定することとなり、これらの年金は、いずれも未申告であったのであるから、平成28年4月から9月までの間の未認定の収入充当額は、これらの合計である746,103円となる。

## (2) 本件処分に係る徴収金額について

審査請求人は、年金のみでは生活を成り立たせることができないと、また、最低限度の生活の維持に不足する部分は保護によって賄われなければならないと主張した上で、結論として、徴収金額の2分の1を超える部分にかかる徴収金は不相当である旨主張する。

しかしながら、本件処分は、未認定の収入充当額を決定した上でなされているものであるところ、未認定の収入充当額は、本来、法が保証する最低限

度の生活を保障するため、支弁する保護費の算定に使用されるものと解されるから、徴収金額の決定は、当該未認定の収入充当額、かつ、支弁した保護費の範囲内の額（法第78条第1項の規定に基づきその徴収する額に100分の40を乗じて得た金額以下の金額を徴収する場合の当該金額は除く。）を限度としなければならないと解するのが相当である。

したがって、審査請求人に対して、平成28年4月から9月までの間に880,220円の保護費が支弁されており、同期間における未認定の収入充当額は、(1)のとおり、746,103円であるから、本件処分は、746,103円を限度としてなされることとなり、また、法第78条第1項を適用する場合は、その性質上、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限度の実費を除き、全て徴収の対象とすべきと解するのが相当であるから、本件処分による徴収額は、746,103円となる。

なお、審査請求人は、最低限度の生活の維持に不足する部分は、保護によって賄わなければならないと主張するが、本件審査請求における証拠上、審査請求人に対しては、住宅扶助費が支弁されるなど、処分庁において、適切に保護が実施されていると認められる。

(3) 結語

以上のとおりであるから、本件処分は、適法かつ妥当であって、審査請求人の主張には理由がない。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成 29 年 5 月 17 日	・ 審査請求書（副本）送付及び弁明書の提出等依頼
平成 29 年 6 月 6 日	・ 弁明書の受理
平成 29 年 6 月 8 日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成 29 年 7 月 5 日	・ 反論書等の提出期限の再設定の通知
平成 29 年 7 月 13 日	・ 反論書の受理
平成 29 年 8 月 7 日	・ 反論書（副本）送付
平成 29 年 9 月 19 日	・ 審理手続の終結
平成 29 年 9 月 25 日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成 29 年 9 月 27 日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成 29 年 10 月 18 日	・ 調査審議